



栄村議会報

第202号

●発行／栄村議会

●責任者／上倉敏夫

●編集／議会報編集委員会

内容：○令和4年度予算 ○賛成討論 ○主な可決案件 ○令和3年度予算推移 ○請願・陳情審査結果
○一般質問8名 ○令和3年度下半期議会全員協議会報告 ○編集委員コーナー～栄村の温泉と村づくり～



◆令和4年 第1回定例議会◆

令和4年度予算を予算特別委員会で慎重審議し可決

令和4年第1回定例議会は3月2日に開会され、7日と8日の2日間で予算特別委員会が開催されました。

慎重審議の結果、最終日9日に、一般会計・特別会計・事業会計全て全員賛成により可決されました。

令和4年度

一般会計 **28億9,500万円**

特別会計総額 **9億4,199万4千円**

【一般会計内訳】

(単位：千円)

| 歳入 | |
|-----------|------------------|
| 村税 | 169,280 |
| 地方譲与税 | 69,000 |
| 地方消費税等交付金 | 46,300 |
| 地方交付税 | 1,651,000 |
| 分担金及び負担金 | 8,111 |
| 使用料及び手数料 | 30,899 |
| 国県支出金 | 298,464 |
| 財産収入 | 17,539 |
| 寄附金 | 31,000 |
| 繰入金 | 82,588 |
| 繰越金 | 50,000 |
| 諸収入 | 59,319 |
| 村債 | 381,500 |
| 合計 | 2,895,000 |

| 歳出 | |
|--------|------------------|
| 議会費 | 42,429 |
| 総務費 | 423,108 |
| 民生費 | 436,493 |
| 衛生費 | 198,642 |
| 労働費 | 1,779 |
| 農林水産業費 | 263,474 |
| 商工費 | 238,910 |
| 土木費 | 675,097 |
| 消防費 | 118,788 |
| 教育費 | 150,568 |
| 災害復旧費 | 2,220 |
| 公債費 | 323,492 |
| 予備費 | 20,000 |
| 合計 | 2,895,000 |

【特別会計内訳】

(単位：千円)

| 歳入・歳出 | |
|--------------|----------------|
| 国民健康保険(事業勘定) | 227,545 |
| 国民健康保険(施設勘定) | 122,527 |
| 秋山診療所 | 3,919 |
| 後期高齢者医療 | 30,466 |
| 介護保険 | 406,979 |
| 介護サービス | 7,869 |
| スキー場 | 112,414 |
| ケーブルテレビ | 30,275 |
| 合計 | 941,994 |

公営企業会計

【事業会計内訳】

(単位：千円)

| 事業名 | 当初予算 |
|--------|----------------|
| 簡易水道事業 | 148,059 |
| 下水道事業 | 131,072 |
| 合計 | 279,131 |

詳細については、広報さかえ4月号(第461号)4ページの「令和4年度 当初予算の概要」をご覧ください。

令和4年度 一般会計予算：賛成討論

3月9日最終日、令和4年度一般会計予算について賛成討論がありました。



松尾 眞 議員

令和4年度一般会計予算案に賛成の討論を行います。賛成する理由の第1は総合振興計画との関連です。第6次総合振興計画は基本目標の第1に「持続可能な村づくり」を掲げ、若者の人口を増やすことをめざしています。そこで、一番大きな課題となっているのが若者用の住宅の確保です。その問題を解決すべく、令和4年度予算案は新たな村民住宅の建設を盛り込んでいます。新たな村民住宅の建設は20数年ぶりのものであり、栄村の新たな歩みを画期するものです。

私たち議会が12月定例会において全会一致で承認した栄村第6次総合振興計画後期5ヶ年計画を実現していくものとして本予算案が編成されていることを、2日間にわたる審議によって確認することができました。

賛成理由の第2は、近年に類例を見ない充実した審議が行われたことによって議会は自信をもって賛成することができます。

審議で最も真剣かつ濃密な論戦が交わされたのは村の温泉宿泊施設の指定管理料をめぐる問題でした。予算案に盛り込まれた指定管理料に疑問を持たれていた議員から出された質問に対して村長、担当課長は明快な答弁をされました。また、私は指定管理者に村施設の管理・運営をしっかりと遂行していただくという見地から、村が指定管理及び指定管理料に関する考え方をより明確にされるよう、質疑しました。本件について、審議は尽くされ、村民のみなさんに自信をもって説明できるようになったと評価できます。よって、本予算案に賛成するものです。

私は予算案審議の中で、2つの重要な問題を指摘しました。1つは農政をめぐる問題です。審議の中で提起した問題点を村長、課長のみなさんがしっかりと認識され、課題に真正面から立ち向かっていかれることを望みます。2つは、令和4年度に繰り越されたコロナ対応の臨時交付金を財源とする補正予算の編成作業を進め、可能なかぎり新年度早々に補正予算案を提出していただくことです。

コロナ禍が続く中、村民の暮らしを守るには、本予算案の新年度早々からの確実な執行が求められます。

以上の理由から、私は本予算案に賛成し、議員のみなさんが共に予算案に賛成されることを訴えて、賛成討論とします。

令和4年 2月臨時会・3月定例会・4月臨時会 主な可決案件

| 案 件 名 | 内 容 |
|--|--|
| — 2月臨時会— ◆専決処分について【令和3年度 栄村一般会計補正予算（第7号）】 | ・ 灯油の価格高騰に対する緊急支援。65歳以上の高齢者世帯、重度障害者世帯、一人親世帯を対象に、灯油購入費助成金として1世帯当たり10,000円を支給：3,910千円 ・ 温泉施設指定管理事業者（2事業者）へ、温泉の加温に要する燃料費の高騰による負担軽減のための支援金：800千円 ・ 補正額：4,710千円 |
| ◆令和3年度 栄村一般会計補正予算(第8号) | ・ 子育て世帯臨時給付金の追加給付：7,000千円 ・ 非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費：37,778千円 ・ 道路除雪の経費の不足見込による増額：14,872千円他 ・ 補正額：67,350千円 |
| ◆令和3年度 栄村介護サービス特別会計補正予算（第1号） | ・ 燃料代の高騰等による燃料費の増額 ・ 補正額：300千円 |
| ◆令和3年度 栄村スキー場特別会計補正予算（第2号） | ・ 燃料代の高騰による灯油代、圧雪車等の燃料費の増額 ・ 圧雪車修繕料 ・ 補正額：2,400千円 |
| ◆栄村高齢者総合福祉センターの指定管理者の指定について | ・ 令和4年3月31日をもって指定管理期間が満了となるため ・ 指定管理先：栄村社会福祉協議会 |
| ◆栄村観光レクリエーション施設（小赤沢休憩所）の指定管理者の指定について | ・ 令和4年3月31日をもって指定管理期間が満了となるため ・ 指定管理先：苗場山観光株式会社 |
| ◆栄村苗場山自然体験交流センターの指定管理者の指定について | ・ 令和4年3月31日をもって指定管理期間が満了となるため ・ 指定管理先：苗場山観光株式会社 |
| ◆栄村物産館の指定管理者の指定について | ・ 令和4年3月31日をもって指定管理期間が満了となるため ・ 指定管理先：有限会社 栄村物産センター |
| ◆栄村森宮野原駅交流館の指定管理者の指定について | ・ 令和4年3月31日をもって指定管理期間が満了となるため ・ 指定管理先：有限会社 栄村物産センター |

| 案件名 | 内容 |
|---|---|
| ◆栄村農産物販売所の指定管理者の指定について | ・令和4年3月31日をもって指定管理期間が満了となるため ・指定管理先：有限会社 栄村物産センター |
| ◆栄村氷菓等製造販売施設の指定管理者の指定について | ・指定管理先：有限会社 栄村物産センター |
| ◆栄村絵手紙収蔵館の指定管理者の指定について | ・令和4年3月31日をもって指定管理期間が満了となるため ・指定管理先：絵手紙株式会社 |
| ◆栄村観光レクリエーション施設(トマトの国)の指定管理者の指定について | ・令和4年3月31日をもって指定管理期間が満了となるため ・指定管理先：企業組合 めくもり ・指定管理期間：令和4年4月1日～令和7年3月31日 |
| ◆栄村観光レクリエーション施設(北野天満温泉)の指定管理者の指定について | ・令和4年3月31日をもって指定管理期間が満了となるため ・指定管理先：飯栄建設協同組合 ・指定管理期間：令和4年4月1日～令和7年3月31日 |
| ◆栄村観光レクリエーション施設(保養センター雄川閣)の指定管理者の指定について | ・令和4年3月31日をもって指定管理期間が満了となるため ・指定管理先：株式会社 ヤドロク ・指定管理期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日 |
| —3月定例会— ◆令和3年度 栄村一般会計補正予算(第9号) | ・役場庁舎の灯油代と電気料の不足見込額：1,131千円 ・財政調整基金積立金の増額、ふるさと創生基金積立金の増額、森林環境基金積立金の増額：207,057千円他 ・補正額：223,896千円 |
| ◆令和3年度 栄村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号) | ・療養給付費等精算による返還金として償還金の追加：1,441千円 ・特別交付金の確定により、診療所の運営費補助操出金の追加：3,978千円 ・補正額：5,419千円 |
| ◆令和3年度 栄村国民健康保険特別会計(施設勘定)補正予算(第2号) | ・大雪のため融雪装置の稼働時間増加による電気料の増額、内科医師室修繕：229千円 ・コロナワクチン接種に伴う医師分報酬並びに職員手当の増額：1,881千円 ・補正額：2,110千円 |
| ◆令和3年度 栄村後期高齢者医療補正予算(第1号) | ・後期高齢者医療被保険者増に伴い、保険料及び広域連合への納付金が増額したため ・補正額：1,308千円 |
| ◆令和3年度 栄村介護保険特別会計補正予算(第2号) | ・居宅介護をされていた方が施設へ入所となったため財源区分変更による減額 ・補正額：▲10千円 |
| ◆栄村告示式条例の一部を改正する条例の制定について | ・条例等の交付を行う掲示板について、現在の5箇所のうち、平滝郵便局、ながの農協栄出張所、長瀬公民館にある掲示板を廃止して、役場と秋山支所の2箇所にする改正を行うもの |
| ◆栄村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | ・栄村消防団の団員等の年額報酬を引き上げる改正を行うもの ※主な改正内容は以下の通り(年額) ・団員 14,000円→20,000円・班長 24,000円→34,000円 ・部長 38,000円→60,000円 |
| ◆栄村消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | ・消防団員の定数について、240人から実人数と同等の160人に改めるもの ・団員の報酬について、災害等の職務に従事した場合には、年額報酬とは別に、出勤報酬を支給する旨を加える改正を行うもの ※主な改正内容は以下の通り(1日当たり) ・4時間未満→2,400円・4時間以上5時間未満→3,800円 ・5時間以上6時間未満→5,200円・6時間以上7時間未満→6,600円・7時間以上→8,000円 など |
| ◆栄村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について | ・令和4年4月1日施行の年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律により、年金受給権を担保として小口の資金の貸し付けを行う年金担保貸付事業等が廃止されることに伴い、第3条第2項の但し書きの条文を削除するもの |
| ◆栄村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について | ・総務省から人口3万人以下の市町村において、令和元年から令和5年までの間に公営企業会計へ移行するよう指導を受け、健全な経営を推進するための取り組みとして、令和4年4月1日より上下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計へ移行させる条例を制定するもの |
| ◆令和2年度 令和2年7月豪雨災害 東部頭首工2地区工事請負契約の締結についての議決の一部変更について | ・当該工事請負契約については、令和3年6月17日に契約額64,350千円にて議会で議決し工事を進めてきたが、仮設道路の路線変更、敷き鉄板、ロードマットの増設、安全対策として土石流センサーの設置をする事で、7,205千円の増額変更契約を締結するため ・契約金額：改正前 64,350千円 改正後 71,555千円 |
| ◆人権擁護委員候補者の推薦について | ・宮川 裕子氏(野田沢) |
| —追加議案— ◆令和3年度 栄村一般会計補正予算(第10号) | ・例年にない2月下旬のまとまった降雪等による雪害対策費と道路除雪費の不足見込額を計上するもの ・補正額：30,833千円 |

| 案件名 | 内容 |
|---|--|
| 一議員発議一 ◆震災を忘れない 栄村防災の日制定に関する条例について | ・一目的一 2011年3月12日未明に栄村で発生した震度6強の地震とそれによる大きな被害を長く記憶にとどめ、その教訓を引き継いで、栄村が一丸となって、減災・防災のために努めることを目的とする ・一防災の日一 3月12日を「震災を忘れない 栄村防災の日」(以下「栄村防災の日」という。)と定める ・一村の取り組み一 村は、栄村防災の日に合わせて、防災体制の点検、防災教育の充実等に取り組むものとする ・この条例は、令和4年3月10日から施行する |
| 一4月臨時議会一 ◆専決処分について【令和3年度 栄村一般会計補正予算(第11号)】 | ・台風19号災害に係る補助災害復旧事業債の借入に必要となるため ・補正額：20,600千円 |
| ◆専決処分について【令和4年度 栄村一般会計補正予算(第1号)】 | ・豪雪による雪消えの遅れにより春先の農作業に支障をきたさないため、消雪剤購入補助や、苗代、農道除雪を実施するための経費 ・補正額：1,081千円 |
| ◆専決処分について【栄村税条例等の一部を改正する条例の制定について】 | ・村民税及び固定資産税の一部を改正する条例 |
| ◆専決処分について【栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について】 | ・基準課税額の限度額を変更する条例の改正 |
| ◆令和4年度 栄村一般会計補正予算(第2号) | ・商工観光事業者経営支援金：10,000千円 ・地域活性化対策商品券配布事業：20,800千円など、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費 ・補正額：72,366千円 |
| ◆令和4年度 栄村国民健康保険特別会計(施設勘定)補正予算(第1号) | ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、診療所に容易に足を運べない高齢者等のため、持ち運び可能な超音波画像診断装置を整備し、電子カルテと連携することにより、住宅医療の促進と医療業務の効率化を図るため、ポータブル型の超音波画像診断装置1台購入するもの ・補正額：4,400千円 |
| 一議員発議一 ◆ロシアによるウクライナ軍事侵略を弾劾し、即時停戦を求める決議 | 今、ウクライナで日々起こっている惨劇の原因は、ロシアがウクライナを軍事侵攻したことにある。ロシアの軍事侵略を最も強い言葉で非難する。 とりわけ、プチャをはじめとする各地での残虐な市民虐殺、性犯罪は絶対に許されない人道犯罪であり、戦争犯罪である。 徹底弾劾する。惨禍をこれ以上上げないため、栄村議会はロシアに対し即時無条件でウクライナにおけるすべての軍事行動の停止を求める。 我が国政府には、日本国憲法に掲げる平和主義の精神を体現し、国際社会とともに、ただちに停戦、そして平和の回復に全力で努力することを求める。 |

◆令和3年度 栄村予算推移◆

単位：千円

| 区分 | 当初予算 | 5月補正 | 6月補正 | 7月補正 | 9月補正 | 12月補正 | 12月13日専決補正 | 2月補正 | 3月補正 | 3月25日補正(専決処分) | 予算総額 | 増減額 | 増減率% | 構成比 |
|--------------|-----------|--------|-------|--------|---------|--------|------------|--------|---------|---------------|-----------|---------|--------|-------|
| 一般会計 | 2,610,000 | 49,793 | 7,896 | 21,475 | ▲43,604 | 39,322 | 4,710 | 67,350 | 254,729 | 20,600 | 3,011,671 | 401,671 | 115.39 | |
| 特別会計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 国民健康保険(事業勘定) | 258,472 | | | | | | | | 5,419 | | 263,891 | 5,419 | 102.10 | 23.6% |
| 国民健康保険(施設勘定) | 109,516 | | | | 14,291 | | | | 2,110 | | 125,917 | 16,401 | 114.98 | 11.2% |
| 秋山診療所 | 3,874 | | | | 679 | | | | | | 4,553 | 679 | 117.53 | 0.4% |
| 後期高齢者医療 | 29,448 | | | | | | | | 1,308 | | 30,756 | 1,308 | 104.44 | 2.7% |
| 介護保険 | 398,024 | | | | 1,668 | | | | ▲10 | | 399,682 | 1,658 | 100.42 | 35.7% |
| 介護サービス | 7,400 | | | | | | | 300 | | | 7,700 | 300 | 104.05 | 0.7% |
| 簡易水道 | 68,519 | | | 6,900 | | | | | | | 75,419 | 6,900 | 110.07 | 6.7% |
| 生活排水処理 | 56,835 | | | | | | | | | | 56,835 | 0 | 100.00 | 5.1% |
| 農業集落排水 | 23,223 | | | | | | | | | | 23,223 | 0 | 100.00 | 2.1% |
| スキー場 | 110,522 | | | | | 1,120 | | 2,400 | | | 114,042 | 3,520 | 103.18 | 10.2% |
| ケーブルテレビ | 16,677 | | | | 599 | | | | | | 17,276 | 599 | 103.59 | 1.5% |
| 特別会計合計 | 1,082,510 | | | | | | | | | | 1,119,294 | 36,784 | 103.40 | |

※▲は減額

請願・陳情 審査結果

| 請願件名 | 請願趣旨・請願項目（意見書内容） | 請願者 | 紹介議員 | 審査結果 |
|---|---|------------------------|--------------|------------------|
| 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める請願 | <p>政府は、深刻な米価下落対策に十分な対策を取らないまま、昨年11月19日、新たに26万トンの主食米生産数量を削減する計画を発表しました。</p> <p>同時に、2022年度から「水田活用の直接支払交付金」を見直すことを発表しました。その内容は、畔や水路がなく水張りができない水田や、2022年から2026年の5年間に一度も米を作らなかった水田を「水田活用の直接支払交付金」の対象から外すというものです。これが実施されれば、そば、野菜、永年作物や牧草地利用など、転作に協力してきた農家への打撃は計り知れません。減反を拡大する一方で、これまで政府に長年にわたって協力してきた農家を交付金の対象から排除することは到底、受け入れられません。</p> <p>1. 「水田活用の直接支払交付金」の見直しは、絶対に行わないこと。</p> | 栄村農民組合 組合長 石沢 正 | 桑原武幸 保坂眞一 | 採 択 ※意見書として提出 |
| 消費税インボイス制度の実施中止を求める請願 | <p>新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、2023年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向けた適格請求書発行事業者の登録申請の受付が進められています。</p> <p>農業者の9割は免税事業者です。インボイス制度導入で、インボイスの保存が「仕入れ税額控除」の前提となり、免税事業者は取引から排除されかねません。インボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャーもフリーランスも育ちません。</p> <p>いわゆるJA特例はありますが、Aコープでの直売には適用されません。ましてや、道の駅などの直売所での販売には、インボイスの発行が要求されることもあります。</p> <p>コロナ禍で時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する中で、中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げています。</p> <p>新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する農業者や中小企業者の存在が不可欠です。</p> <p>1. 消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）は、実施を中止すること。</p> | 栄村農民組合 組合長 石沢 正 | 桑原武幸 保坂眞一 | 採 択 ※意見書として提出 |
| 陳情件名 | 陳情趣旨・陳情項目（意見書内容） | 陳情者 | | 審査結果 |
| ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める陳情 | <p>我が国は、ミャンマー連邦共和国（ミャンマー）に対し、政府開発援助（ODA）を通じ、民主化や経済発展のための取り組みを全面的に支援してきた。このような中、昨年2月1日に発生したミャンマー国軍による軍事クーデターは、同国の民主化への努力と期待を踏みにじるものである。</p> <p>また、クーデター以降、国際社会の度重なる呼びかけにもかかわらず、国軍及び警察による暴力によって、多数の死傷者、拘束者及び避難民が発生している状況は断じて受け入れ難く、強く非難するものである。</p> <p>この事態に対し、人間の安全保障を外交の柱とする我が国は、ミャンマーに対する最大の援助国である立場を生かし、国際社会とも連携しながら、ミャンマー国民の自由と人権を取り戻すための取り組みを積極的に進めていくことが求められる。</p> <p>よって、本議会は、国会及び政府において、あらゆる外交努力を尽くし、ミャンマー国軍指導部に対し、民間人への残虐行為の即時停止、不当に拘束された国内外の人々の即時解放、民主的な政治体制の早期回復等を求めるとともに、人道的に避難民に対する緊急支援の提供を要請する。</p> | 北信地区労働組合会議 議長 山本兼也芽 | | 採 択 ※意見書として提出 |



松尾 眞議員

デジタル化に栄村はどういう考え、構えて臨むか。

長 疑問も不安もある。しかし、法制化され、はねのける状況でもない。

デジタル化をめぐる問題と村の対応・課題について

松尾

日本では「デジタル化すれば、すべての問題が解決する」という感じで進められている。村民はオンラインカンペンで、お力ネばかりかかっている。台湾のオードリー・タンさんは「デジタル化は目的ではない。世の中をよくする工夫するための手段・道具としてデジタルを使う」と、日本とは真逆の考えを示している。村長はどういう考えか。

栄小・栄中のICT活用は長野県や全国でどんなレベルか。

村長

デジタル化推進のための国の文書を読むが、言葉自体がよく分からないというのが本音だ。財源等も今後非常に不安がある。全国町村会を通じて国に訴えてきた。ただ、国の法整備が進み、もはや逆らうことはで

きない。必要な対応は進めていきたい。学校のICTの環境は目を見張るものがある。大人へのデジタルの学習環境の提供が大きな課題だ。

教育委員会事務局長

平成30年度から県の学

びの創造事業のリーディング校に指定された。学校休業でも自宅に端末を持ち帰って、リモート学習を全学年で進められる環境が整った。

松尾

一つの自治体として行政の幹部職員も議員もデジタル化について勉強する機会を設ける必要がある。また、若者、そして高齢者のデジタル化をめぐる声をつかんでいくことが必要だと思う。

学校では遠くからタブレットの更新が必要になると思うが、それへの備えは？

村長

学習の機会等、令和4年度以降、本腰を入れて取り組む年にしていかなければならない。デジタル化の5G等を村では森林整備、治山・治水で活用を真剣に考えていきたい。

教育委員会事務局長

現在は、中学3年生が

使用していたものを新小学1年生が使えるように使いまわしていく方針。ICT支援会議で、数年すると機械に不備が出てくるとの意見も出た。更新についてはこれから検討を進める。



相澤博文議員

成人式は、いつ、どのように行うのか。

長 今まで通り20歳で行う。

成人式について

質問

成人年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正は、2018年6月に成立した。3年半以上の猶予を経て、4月1日から施行となることを踏まえ、政府は関係省庁の担当者で構成する連絡会議を立ち上げ、成人式の在り方を検討した結果、地方自治体が決めることになった。

持続可能な村づくりを目指す栄村では、大人としての自覚の形成として、人権・気候変動からの環境・ウクライナ侵攻による平和のキーワードから、大人の扉を開ける貴重な機会である。成人式は、いつ、どのように行うのか。

村長

成人式については、今までと同様、当該年度に21歳に到達する者で、令和3年の教育総合会議で協議決定した。今年も今まで通り20歳で成人式を行う。

成人式の中身については、今までも成人者の皆さんと連絡を取りながら工夫を凝らして実行してきた。成人式への思いも成人者たち個々それぞれ。所管する教育委員会でも、人生の節目でもある成人式に相応しいやり方については、新しい教育長が就任するので、そこで改めて検討していきたいと思っている。

克雪について

質問

今年は大雪で、除雪関係者にはご苦労いただいた。機械除雪に頼らざるを得ない状況だが、いつまでもこの機械除雪を続けるわけにはいかない。工夫を重ね、働き方改革に向けて行けないか。

村長

人口が減っても、高齢化が進んでも、除雪体制は維持していかなければならない。そのため的人员確保は大きな課題である。また、除雪の工夫も進めていかなければならない。

建設課長

除雪の会計年度任用職員20名の枠で募集し、16名採用した。職員の定年年齢68歳だが、引き上げるべきか協議したが、引き上げたところで一時的な処置で有効ではない。通年雇用の職員を増員したいが、職員の定数管理の面で厳しい状況である。今後も粘り強く積極的に声をかけ人員を探していきたい。



保坂眞一議員

職員の村内居住奨励策の検討を。

長 村内居住が望ましいが、村家庭事情等考慮すべき。

職員の村内居住対策について

質問 栄村の人口は、令和2年の国勢調査で1660人、前回調査より、約300人の減少。今後、村持続には、一定規模の人口が必要である。村が人口対策として、移住、定住の政策を実施している中、村外居住の正職員、会計年度任用職員は何人か。災害時の緊急招集の遅れなど支障が心配される。義務付けることはできないが職員の村内居住優遇奨励策が必要である。

村長

村外居住職員の居住地が役場区と同程度である。当該職員の多くは、村外に家族を有し、家庭事情等あり、優遇策で住所を移すか難しい。職員は、村内居住が望ましいが、専門的な職種もあり、広く人材を求める必要もある。

総務課長

正規職員、66名中8名、月額給の会計年度任用職員、22名中1人となっている。

堤防事業に伴う宅地造成事業について

質問 箕作から月岡間の堤防整備及び事業として始まる。箕作地区での宅地造成事業導入経過と造成規模、分譲方法、用地交渉、土質検査等どのように進めるか伺う。

村長

長年の課題だった百合居橋の架け替えを含む堤防の整備強化されることは、喜ばしいことだが、この工事の為に住宅の移転を余儀なくされ、村から出て行くというような事態は避けなければならない。また、新たに住宅を建設したいとする皆さんの宅地としても今後必要であり、県の協力を得て、造成事業に踏み切ることとした。分譲方法については、今後研究し、準備したいと考えている。

建設課長

土質検査については、2月に着手しました。地権者の皆さんには、既に事業説明を実施し、土質試験を踏まえ、詳細な交渉に入ります。造成規模は、買収面積は、約8000㎡で、一区画500㎡を八区画造成し、残り部分に道路、排水路、法面を整備することと計画している。



魚田清美議員

公共施設の在り方について。

長 指定管理制度の活用が、村の活性化・経済・雇用対策でもありと考える。

指定管理温泉施設の今後について

質問 各施設の役割や指定管理3年間の経営実績について伺う。更に、20万円以上の修繕費が毎年財政支出されているが、今年度の管理費積算根拠は何か。

2020年現在、村保有の公共施設は106施設。公共施設の在り方については、住民の利用状況、意見・要望等、情報収集・分析し、結果を住民に開示及び共有して政策に反映させる必要があると思うがどのように考えているか。

村長

人口の減少や高齢化が進むほど温泉施設が村民の憩いの場。トマトの国・北野温泉は、日帰り入浴、少ない栄村の宿泊キャパシティをカバー。各種宴会等村民の要望に応える事業展開を望む。

雄川閣は、民間としてのウエイトを高め、切明のブランドで個性的な営業を考えている。人口減少や旅行の形態も変化が予想されるが、村民のためになる適切な運営ができるよう努めたい。

3年間の営業経過をみると源泉温度が低く加温が必要な温泉施設の燃料費が大きな負担となっているため、新年度指定管理料については、光熱費等も考慮し検討した。

指定管理制度の活用が、村の活性化・経済・雇用対策でもありと考える。

商工観光課長

どの施設も建設から年数が経過し、年々修繕・維持に多額の経費が掛かる。村民の福利厚生施設としての役割は大きいですが、利用者数が減少している中で、加温のための燃料費やポンプの更新等、費用・経費は大きな負担となっている。営業収入状況については、令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響で大幅な収入減となり厳しい経営状況である。

総務課長

総合的な公共施設等の管理計画は、役場で作成し、全員協議会、ホームページ等を通じて意見を求めたい。観光施設の老朽化については、令和5年度までに検討する計画。公共施設等検討委員会を立ち上げ、意見を聞くことにした。昨年11月に1回目を開催したところである。



島田伯昭議員

積極的に若者と交流を。

長 若い人たちの気持ちをしっかりと汲み取っていききたいという気持ちでいっぱいだ。

若者定住と経済について

質問

第6次栄村総合振興計画後期基本計画を参考に質問する。

令和2年3月、定住・人口問題等に関する意識調査の中で、高校生への調査を実施。その中で定住意向の問いに対して「ずっと住みたい」「将来的に栄村に戻って住みたい」との回答が27.8パーセントであった。また、「栄村は働けそうな村だと思うか」との問いに対して「思わない」という回答が66.7パーセントであった。

若者が望むような働く職種、場所等が栄村には不足していると思う。今後の取り組みについて伺う。

村長

就業先や生活の利便性は、都市と比べれば不利かもしれないが、近年、若者たちの価値観も変化してきている。農業中心の田舎暮らしや、職人技術を習得して生活するなど



若者による特産物作り

人生の幸福感が多様化している。

今後、村は再生エネルギーを活用した発電施設の企業が生まれる期待があり、就業政策と併せて住宅環境や医療、教育環境も含めて総合的に生活しやすい環境を整える必要があると考える。

質問

昭和55年の第1次産業就労者の割合が55.3パーセント、平成27年は33.1パーセントまで減少している。農業が主産業と言われている栄村だが、地方交付税等の活用を念頭に置き、若者定住政策に取り組みしてほしい。

また、村は、若者との交流を進めるために、懇談、講演、イベント等に取り組み考えについて伺う。

村長

若い人たちと出来るだけ交流を進め、若者たちの気持ちをしつかり汲み取っていききたいという気持ちでいっぱいだ。栄村が元氣よく、自らの思いが実現していく、そんな村にしていきたいと思っている。



月岡利郎議員

野々海高原一帯の観光施策は考えられないか。

長 大変重要であり、これからの課題だと思っている。

コロナ禍での観光施策について

質問

栄村の観光業、サービス業は、この3年間、コロナウイルスの影響によって苦しい状況になっている。民間の商工観光事業者の方々の苦しさを村は認識しているのか。コロナ禍の中で、栄村の観光業として、どのような考えを持っているのか伺いたい。

村長

新型コロナウイルスの感染症が拡大して2年以上になる。経済に与えた影響は大きく、観光事業者の皆さんには、国内外の人流の激減等により大変厳しい状況と認識している。

村ではコロナ臨時交付金を活用して、商工観光事業者の皆さんに対して支援を行ってきた。現在までに20事業に及び、7,000万円以上の支援を行ってきた。また、昨年は、村民

一人当たり24,000円の商品券を配布し、村内の経済循環に貢献してきたと思っている。

質問

栄村の観光全体を見ると、村内には素晴らしい景観の観光地が沢山ある。

秋山郷の観光は、山岳登山と温泉、自然景観の素晴らしさがある。

村の西側に位置する野々海高原一帯は、自然の中で心の癒しを求めて、信越トレイルの中間点として重要な観光拠点である。トイレの改修や、キャンプ場の整備、野々海池周辺の遊歩道の開設等、ここを基本とした観光施策は考えられないか。

村長

村が持っている施設等も老朽化が進んできており、その対応について村として計画的に進めていくことが大事なことだと思っている。

開田山脈、野々海池の事は、昨年9月に信越トレイルが苗場山まで延伸され、更なる山岳観光の振興にも繋がるものと期待を寄せている。野々海高原一帯の魅力を今後どのようにアピールしていくか大変重要であり、これからの課題だと思っている。

商工観光課長

事業者にとって は、金銭面の支援よりも、本来の営業により対価を得る働き方を求めると思う。そうした面での支援を今後やっていく必要があると考えている。



山上宏晃議員

「雄川閣」と「のよさの里」の将来像を考えることは、村全体の将来像を考えることに関わる。

長 村民のためになるように皆で考えていく形を作っていたきたい。

「雄川閣」と「のよさの里」の将来像について

質問

雄川閣の売却の話があるが、切明は江戸時代から温泉施設があり伝統ある重要な温泉。現在でも秋山郷に来る観光客は、まずは切明を

目指すことが多く、「のよさの里」と「雄川閣」を比較すると、圧倒的に雄川閣に立ち寄る方が多く秋山郷にとつてのシンボリックな場所である。そんな雄川閣について、議会や広く

考えることに関わる。広く村民に説明し、慎重に協議すべきである。

村長

雄川閣を売却することは決めたわけではない。皆さんから議論をいただいて最終的に決定していただく。これから両施設が秋山郷のために、栄村のために、村民のためになるように皆で考えていく形をつくっていただければ有難いと思う。

商工観光課長

昨年8月、10月、12月に（売却協議相手と）懇談会を持った。事業者は、令和3年においては、自分で持っている旅館の改修工事を行っており、（購入については）今回は見合わせたい、とのお話であった。

質問

栄村の観光に村外の資本が入ろうとする時、私は全面的に拒否する考えではない。しかし、その時、場所など色々な条件を考えなければならぬ。一旦民間に売却してしまえば、所有者次第になり、もう村ではどうしようもない。「雄川閣」は非常に重要であり、村が意見を通せる場所

村長

私は山岳観光を基本に温泉がメインというイメージしている。「雄川閣」「のよさの里」だけでなく、秋山郷観光、栄村観光がどういった方向にあるべきか、我々と一緒に検討していけるようお願いしたい。



保坂良徳議員

マイホーム支援について、もっと強化すべきでは。

長 定住推進に即して対応していく。

移住・定住対策について

保坂

移住・定住の促進が栄村総合振興計画後期5か年計画の最重要課題として位置付けられている。「積極的にPRしていく」としているが、どのようにするのか。「希望者が来村した際に一貫して対応」とは。

空き家の活用を含め、住居への取り組みで、単身者住宅建設計画やシェアハウスの行政上の取り扱いについて。リフォーム支援やマイホーム支援事業があるが、特にマイホーム支援について、家を建てたことはこの地に根を下ろす決意の表れともとれる決断であり、特に重要な事業と思われる。もっと強化すべきではないか。

村長

移住PRのパンフレット、ウェブサイトの開設は以前より

格段にレベルアップしてきている。また、移住者目線からの発信にも取り組み、実際に成果が出てきている。

シェアハウスについては、何らかのルールを定め、地域での混乱や不安を起さないようにしたい。様々な対応を加味して総合的に空き家活用に取り組んでいく。

住宅の新築、リフォーム支援は復興交付金を活用してきたが無くなってしまった。純然たる個人財産の補助というようなこともあり、住宅を建てることはこの地で生きていくという決断をした証でもあるわけで、今後も定住推進に即して対応していく。

建設課長

移住希望者対応は、相談に対してワンストップで対応できるように定住住宅係を置き、各種相談や先輩移住者、地域住民と村内の案内などを行っている。単身者向けの住宅はこれから設計を行い今年度整備する予定でいる。

シェアハウスについては、建築基準法や消防法、旅館業法に基づく手続きが必要となる場合があるが、行政が直接携わることには無いが、何らかの対応は必要だと考えている。



栄村議会活動報告

◎令和3年10月から令和4年3月までの村長並びに議長提出の「議会全員協議会」で協議された項目内容をお知らせします。

村長提出の全員協議会

行政上の重要問題等について村からの報告、説明、提案等に対し、議員全員で協議するものです。

| 開催月 | 内 容 |
|------------------|--|
| 11月19日 (金) | <p>◎総合振興計画後期基本計画及び過疎計画案について（総務課） 第6次総合振興計画の後期基本計画案（令和4～8年度）及び過疎計画案の内容の説明。</p> <p>◎人勤実施に伴う条例改正案の専決処分について（総務課） 公務員給与における長野県人事委員会により手当の引き下げ勧告案があり、その勧告案の実施及び専決処分の必要性について説明。</p> <p>◎国民健康保険税条例の改正案について（民生課） 長野県の方針により、今後県内どこの市町村でも保険料（税）が段階的に統一となる税条例の改正案について内容説明。</p> |
| 12月6日 (月) | <p>◎人事同意案について（総務課） 任期満了に伴う教育長及び教育委員、固定資産評価審査委員の人事案について説明。</p> <p>◎人勤実施に伴う条例改正案の専決処分について（総務課） 公務員給与における長野県人事委員会による手当の引き下げ勧告が決定したのでその専決処分の説明。</p> <p>◎非課税世帯への燃油代給付について（民生課） コロナ禍による燃油代の高騰で高齢者（非課税世帯）等への年内の燃油代給付について内容説明。</p> |
| 令和4年 1月28日(金) | <p>◎新型コロナウイルス感染症対応について（民生課） 2月から実施する3回目のワクチン接種の必要性及び実施時期、接種方法等について内容説明。 －議員各位より－ 施設入居者の接種や12歳～17歳までの2回接種についても速やかに接種を進めてほしいと要望しました。</p> <p>◎指定管理者の指定について（商工観光課） 村で指定管理をしている11施設について指定管理期間が令和3年度末で満了となるので、その施設の管理者の指定について説明。 －議員各位より－ 指定管理については、これまでの3年間の実績などを含めて評価し議論するべきであり、その地域の実情、観光などの村の方向性を示し、施設や地域ごとでの指定管理の考え方をはっきりと示すように求めました。</p> <p>◎臨時議会での一般会計補正予算案について（総務課） 2月8日臨時議会に上程する一般会計補正予算案の内容について説明。</p> |
| 3月2日 (水) | <p>◎栄村公共施設等総合管理計画の改定案について（総務課） 平成29年度に策定した栄村公共施設等総合管理計画の改定案について内容説明。 －議員各位より－ 公共施設については今後の長期計画や費用面も含めてしっかりと個別計画なども踏まえて方針をはっきりしていくことを望みます。</p> <p>◎選挙管理委員会からのお知らせについて（選挙管理委員会） 村の人口減少で秋山地域の投票所の統合及び村内投票所の投票時間の短縮について内容説明。 －議員各位より－ お知らせの内容について村民に改善した利点が伝わるよう見直しを提案しました。</p> |

議長提出の全員協議会

議会の計画や課題について議員全員で協議する場です。
基本的に月一回開くことにしています。

| 開催月 | 内 容 |
|----------------------|---|
| 10月18日 (月) | <p>◎ 希少動植物の保護・保全について 希少動植物の保護・管理に関する条例の制定に向けて、議会で3人程度の作業部会を設け、教育委員会との協議、話し合いを行い、制定の期限については4年度内目途として進めていくこととしました。</p> <p>◎今後の予定について ・ 11月議会全員協議会 11月19日(金) ・ 12月定例会 12月3日(金)～12月9日(木)</p> <p>◎その他 視察研修について産業社会常任委員会の提案により、世の中で話題となっているSDGsについて講師による勉強会という方法で研修を実施することとする。</p> |
| 11月19日 (金) | <p>◎今後の予定について ・ 12月定例会 12月3日(金)～12月9日(木)で確認。 ・ SDGsに関する講演会 12月17日 講 師：ノンフィクションライター 高橋 真樹さん 時 間：午後2時30分～2時間程度 場 所：かたくりホール 人数制限：収容人数の半分程度(約90人)</p> |
| 12月7日 (火) | <p>◎自然環境保護について 作業部会からの報告、1回目会合11/4、教育委員会との懇談11/19、魚沼市視察11/26、2回目会合12/3、魚沼市の視察は教育委員会からの呼びかけにより4人参加、自然環境の生態系の保全を基本目的に備える条例として、当作業部会の考える条例案と一致していた、今後3回目の会合を計画し、条例の内容検討に入る旨の報告がありました。</p> <p>◎SDGsについて 産業社会常任委員長よりSDGs講演会での基本的な内容について予備知識などの説明を受けました。</p> <p>◎今後の予定について 1月議会全員協議会：1月28日(金)</p> <p>◎その他 ・ 北方領土返還要求署名活動の協力へ署名協力。 ・ 総務文教常任委員長から長野県北部地震の日を「栄村防災の日」として条例を制定し、村民が防災について考えるような日にしたいかどうか?という提案があり、全会一致で村長に提案することで決定しました。</p> |
| 令和4年 1月28日 (金) | <p>◎今後の予定について ・ 2月臨時議会 2月8日(火) ・ 3月定例会 3月2日(水)～3月10日(水)</p> <p>◎その他 ・ 新教育長による教育施政方針については、6月定例会で方針を示していただく。 ・ 指定管理の協定書については、議決の判断材料となる協定書が必要であるため、議案に添付していただくものとして申し入れする。</p> |
| 2月8日 (火) | <p>◎今後の予定について ・ 3月定例会日程について確認。</p> |
| 3月3日 (木) | <p>◎震災を忘れない「栄村防災の日」制定に関する条例について 震災を忘れない「栄村防災の日」制定に関する条例について、産業社会常任委員長が条例案を作成、それを村法規審査に照らし合わせ確認いただき、3月3日条例案として村に提案した。今後この日に合わせて講演会や学校での防災教育などの実施などの働きかけを行うこととしました。</p> <p>◎雄川閣の今後のあり方について 議会で雄川閣のあり方のプランを考え、それを示していく方向として申し入れをしていくことで確認しました。</p> <p>◎今後の予定 ・ 4月全員協議会 4月26日(火)</p> |



栄村の温泉と村づくり

議会議報編集委員 **魚田清美**
(長野県温泉協会認定温泉療養指導士 認定番号267)

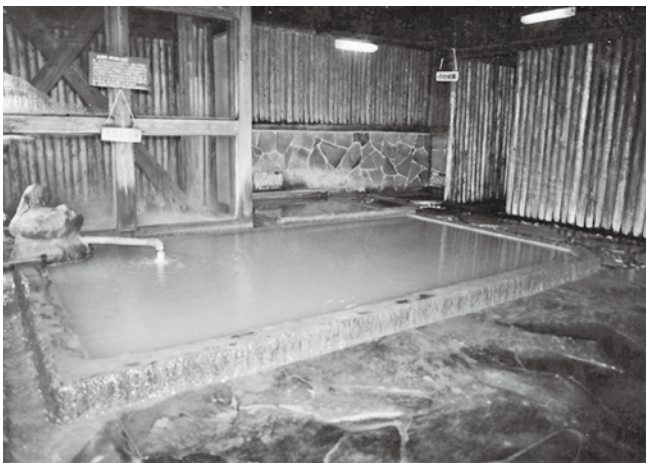
～温泉入浴は、浸かるだけで体を整える自然の恵みです～

古くから、病気やけがの治療や、農閑期の骨休めをするために温泉が利用されてきました。明治以降に西洋医学が入ってきてからは、治療よりも保養・休養の場としての役割が大きくなり、同時に観光地としての温泉地開発が進んできました。戦後は、「団体旅行」の宿泊地として、宴会の場となり、旅館のみの滞在で終わる旅行者が増えるようになりました。

近年は、多くの温泉地で、過疎化・高齢化・旅館等の宿泊者数の減少などで、旅館の廃業が相次いでいます。また温泉掘削技術の進歩に伴い、首都圏近郊でも気軽に「日帰り温泉」が楽しめる施設が増え、わざわざ遠くの温泉地まで、足を延ばして滞在する意味が少なくなってきました。

栄村においても人口が減少していく中で、公共施設の維持管理が大きな問題となっています。施設の老朽化だけではなく、温泉施設の管理や整備に指定管理費や修繕費、ポンプ・配管などの継続的な費用がかかっています。村の公共施設総合管理計画では、令和5年度までに温泉施設に対する今後の方針を決めることになっています。

現代は超高齢化社会を迎え、政府は一億総活躍社会の実現に向けて、健康寿命を延ばすことを重要課題と位置づけています。仕事と生活の調和の確保や、ストレスコントロールが重要視される今こそ、栄村の持つ温泉資源とそれを取り巻く環境の活用について考えてみたいと思います。



小赤沢温泉 楽養館



屋敷温泉 秀清館

♨ 栄村の8つの源泉を比較してみよう！

今回は、知っているようで知らない、栄村の源泉の温度や湧出量・泉質などを比較してみましよう。

〈栄村の温泉〉

| 源泉名 施設名 | 泉温 (調査時気温) | 湧出量 採取方法 | PH | 泉 質 | 管轄 |
|--------------------------|----------------------|-------------------|-----|---|----|
| 中 条 温 泉 ト マ ト の 国 | 35.1℃ (8℃) | 40ℓ/分 掘削動力揚湯 | 8.1 | 単純温泉 (低張性・弱アルカリ性・温泉) | 栄村 |
| 北 野 温 泉 北野温泉天満温泉 | 41.5℃ (28℃) | 85ℓ/分 掘削動力揚湯 | 7.9 | ナトリウム一塩化物泉 (低張性・弱アルカリ性・温泉) | 栄村 |
| 百 合 居 温 泉 | 27.6℃ (23℃) | 91ℓ/分 自然湧出 | 8.5 | アルカリ性単純温泉 (低張性・弱アルカリ性・低温泉) | 栄村 |
| 加 用 温 泉 栄村老人福祉センター | 30.6℃ (22℃) | 105ℓ/分 掘削自噴 | 9.2 | アルカリ性単純温泉 (低張性・アルカリ性・低温泉) | 栄村 |
| 小 赤 沢 温 泉 楽 養 館 | 44.8℃ (23℃) | 37.0ℓ/分 掘削自噴 | 6.4 | 含鉄(Ⅱ)・よう素一ナトリウム・カルシウム一塩化物温泉 (高張性・中性・高温泉) | 栄村 |
| 新 湯 ノ 沢 温 泉 の よ さ の 里 | 55℃ (2℃) | 90ℓ/分 掘削動力揚湯 | 7.5 | カルシウム・ナトリウム一硫酸塩・塩化物温泉 (低張性・弱アルカリ性・高温泉) | 栄村 |
| 新 切 明 温 泉 雄 仙 閣 | 52.9℃ (23℃) | 272ℓ/分 掘削動力揚湯 | 7.6 | カルシウム・ナトリウム一塩化物・硫酸塩温泉 (低張性・弱アルカリ性・高温泉) | 栄村 |
| 屋敷温泉(旧・新源泉) 秀 清 館 | 54.4℃/57.6℃ (22℃) | 500・20ℓ/分 掘削自噴 | 7.2 | 含硫黄一ナトリウム・カルシウム一塩化物・硫酸塩温泉 (低張性・中性・高温泉) | 個人 |

※直近の温泉分析書より抜粋

栄村の源泉は、単純温泉・塩化物泉・硫酸塩泉です。泉質名は、①含特殊成分 ②陽イオン ③陰イオンの順に名称が決められます。単純温泉は、日本の泉質の中で最も多く、含有成分や刺激も少なく、高齢者や小児に適しています。また弱アルカリ性が多く、石鹼効果で皮脂や角質を溶かして肌がツルツルになります。これは海水PH（PH8）とほぼ同じです。塩化物泉・硫酸塩泉は、温熱作用と出浴後の保温効果が大きいです。特に小赤沢温泉の鉄泉は、保温効果や婦人病に効き、マンガンとよう素が含まれているため殺菌作用があると思われます。硫黄泉（硫化水素型）は強力な血管拡張作用があります。

表を見てもわかる通り、半数以上の源泉の泉温が低いため、加温による燃料費が、経営上の大きな問題となっています。更に小赤沢温泉や屋敷温泉等、含有成分（塩分・カルシウム・硫化水素ガスなど）により、結晶形成や貴金属の腐食が強く、その他の泉質でもポンプ・配管などの定期的な交換や修繕費がかかり、大きな負担となっています。

♨ 自分の利用している温泉施設の温泉分析書を見てみよう！

温泉利用事業者は、都道府県知事から「温泉の利用の許可」を受けなければなりません。また施設の見やすい場所に温泉の成分、禁忌症、入浴または飲用上の注意事項を掲示する必要があります。

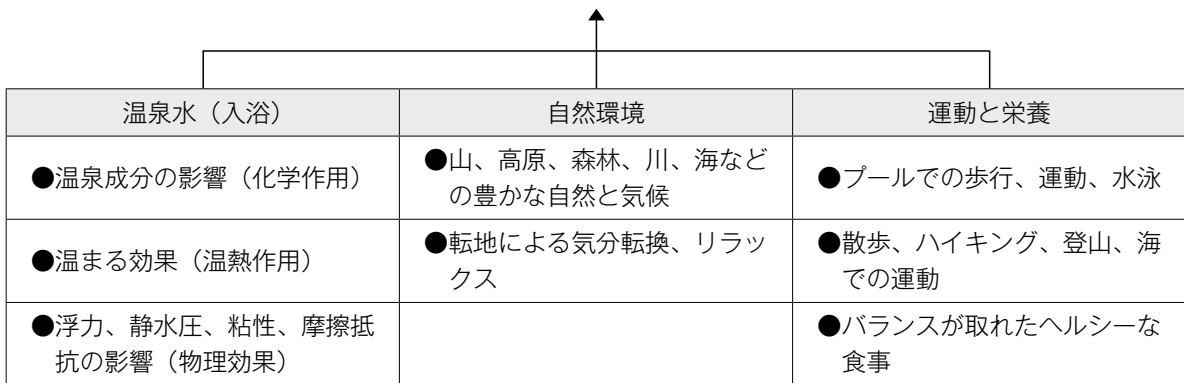
ます。温泉利用者への信頼確保の観点などから、温泉分析は10年ごとに再分析をすることが義務づけられています。

温泉の効果は様々ありますが、皆さんが最も感じているのは、温熱効果だと思います。打撲・慢性的な痛みや筋肉、腱の緊張を和らげたり、血行を良くしたりします。最近、話題になっているのは、温熱刺激による免疫力を上げる効果です。また草津温泉の酸性泉（PH2）では、新型コロナウイルスを死滅させる効果があるという論文も発表されています。まだまだ解明されていない温泉の力があると思われます。

温泉入浴は、直接病気を治すものではありませんが、病気によって生ずる症状を和らげることはできます。医者にかかるほどの病気ではない「未病」、こうした人々が温泉に入ること、あるいは温泉地に行くことは、総合的な心身を整える作用もあります。

温泉保養地医学のメカニズム

体のリズム・機能を整える（総合的生体調整作用）



※出典：長野県温泉協会 長野県温泉療養指導士養成講習会資料より抜粋

♨️ 栄村の温泉資源を活用した村づくり ♨️

『人生100年時代』心身の健康はみんなにとって共通のテーマです。人里離れたところで、広いお風呂の中で手足を伸ばし、窓から四季折々の大自然の景色を眺める。コロナ禍のいま、これほどの贅沢はないと思います。温泉が心とからだに与える効果を再確認し、温泉熱（持続可能エネルギー）を利用して地域を活性化していくことも大切です。

栄村の温泉施設の3年後、5年後、10年後、どうなっているのでしょうか。これから利用者数は増えるのでしょうか。村民の高齢化が進む中で、温泉施設までの交通手段や利用しやすい建物の構造はどのようなものが望ましいのでしょうか。施設の経営状況を考えたとき、利用対象者（村民か観光客か等）をどこにおくかで、今後の経営戦略や建築構造などは異なってきます。

それぞれの温泉の温度や泉質を活かして、健康の方だけでなく、介護をする人、される人など様々な状況におかれた方々が、気持ちよく、安心して利用できる施設であることが望ましいと思います。

栄村の温泉が、地域の高齢者の健康増進、自然環境や歴史文化を取り込んで、これからの社会の課題に役立つものと考えます。そしてそこには、新たな発想や研究、また実践していく人材の確保も必要となってきます。栄村の将来を見据えて、温泉施設の在り方を皆さんと共に考えていきたいと思っています。